

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年 7月27日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京田辺市甘南備台3丁目17-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ニッタ・デュボン株式会社 代表取締役社長 千葉 光隆			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	88台	台	1台	89台
	冷蔵機器及び冷凍機器	58台	台	1台	57台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	第一種特定製品の管理手順の文書化により、漏えい防止の為の管理体制を構築している。			
	廃棄時	上記、管理手順により廃棄時の手順も定め廃棄時の漏えい防止に努めている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品の管理者として、機器の適切な設置及び各種点検等の実施および記録の作成・保管する事で漏洩防止のための取り組みを実施している。			
	廃棄時	行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書）や、再生証明書・破壊証明書を取り寄せ処理状況を確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	現時点では具体的な方針を定めていない。				
特記事項	特になし				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。